

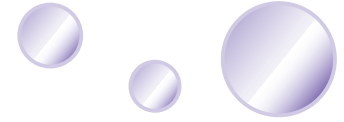
申請をお忘れなく！

高額医療・高額介護

合算療養費制度

●問合先

国民健康保険 市役所国保年金課 国保G 内線 102～104
後期高齢者医療 市役所国保年金課 医療福祉G 内線 107、108
介護保険 市役所介護福祉課 介護保険G 内線 172



自己負担限度額（年間）

保険者等区分		所得区分	限度額
後期高齢者医療 ＋ 介護保険		現役並み所得者	67万円
		一般所得者	56万円
		低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円
国保 または 社会保険等 ＋ 介護保険	70～74歳	現役並み所得者	67万円
		一般所得者	56万円
		低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円
	70歳未満	上位所得者	126万円
		一般所得者	67万円
		住民税非課税世帯	34万円

世帯で同じ医療保険の加入者が1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った「医療費」と「介護サービス費」の自己負担額の合計が算定基準を超えたときに、申請によりその超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給される制度です。

計算方法

自己負担額は、同じ世帯に属する方全員の分を合算して計算します。ただし、同一世帯でも対象年度の末日（7月31日）に異なる医療保険（後期高齢者医療、国保、社会保険等）に加入していた場合は、それぞれの医療保険ごとに合算して計算します。世帯の負担額を合算した額から、自己負担限度額（左表）を差し引いた分（500円を超える場合に限る）が支給されます。

復興増税による個人市民税・県民税均等割額の増額

●問合先 市役所税務課 市民税G 内線 205～207

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税・県民税の均等割の標準税率に1,000円（個人市民税500円＋個人県民税500円）が加算されます。

		平成25年度	平成26～29年度	平成30～35年度
均等割額の 市市民税	標準税額	3,000円	3,000円	3,000円
	復興増税分	－	500円	500円
県民税の均等割額	標準税額	1,000円	1,000円	1,000円
	森林湖沼環境税	1,000円	1,000円	－
	復興増税分	－	500円	500円
均等割額（年間）		5,000円	6,000円	5,000円

- ◎所得区分
- ①上位所得者：基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯、未申告世帯の方
 - ②現役並み所得者：同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の方
 - ③低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方
 - ④低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の方（例：年金収入が80万円以下等）
 - ⑤一般所得者：①～④以外の方
- *国保または社会保険等加入の方は、加入している保険にお問い合わせください。

支給の対象となる被保険者の方には、支給申請のお知らせを送付します（平成26年1月予定）。計算期間中（毎年8月1日～翌年7月31日）に加入する医療保険、介護保険の種類が変わった方、または死亡や転出・転入された方は、支給申請のお知らせが届いていない場合、支給対象になる場合があります。支給要件に該当するかどうかご確認ください。

支給申請のお知らせを送付